

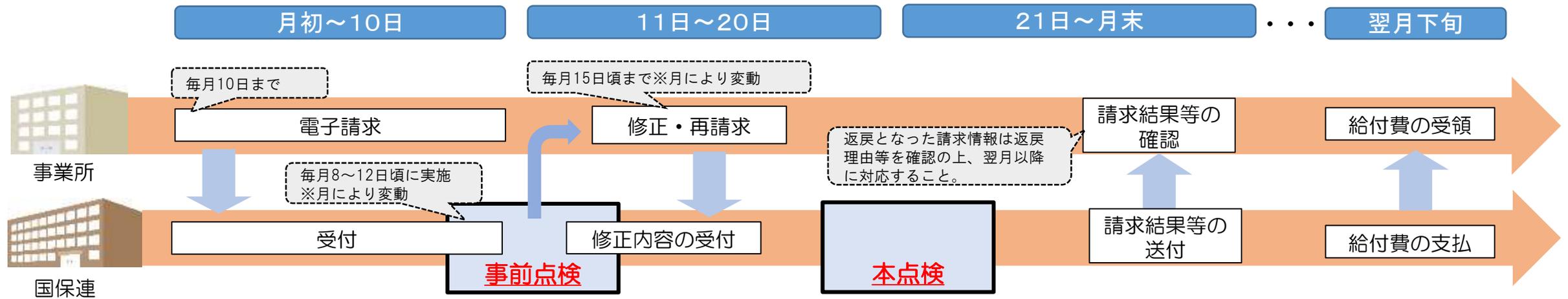
障害児・者給付費等の請求に 係る留意事項について

平成29年8月24日

障がい福祉課 給付管理係

SAPPORO

1 国保連請求の流れ等



事前点検・返戻時の対応

事前点検でエラー・警告が生じた場合や請求が返戻となった場合は、国保連から通知（[点検結果処理票や返戻等一覧表](#)）が提供されます（[電子請求受付システムから確認](#)ができます）。

※ 請求の修正期間や事前点検期間は月ごとに変動します。請求に関するスケジュールについても電子請求受付システムから毎月ご確認ください。

※ 点検によるエラーや返戻が生じた場合の原因や対応方法等を確認する場合は、北海道国保連のホームページに掲載している「[障害者総合支援請求情報エラーメッセージ一覧](#)」をご確認ください。

<北海道国保連ホームページ>

<http://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/hotnews/category/6.html>

検索

必ず国保連からの通知等を事前に確認してください。支給決定情報に関連したエラー（EG**）等で不明な点がある場合は、各区役所又は札幌市障がい福祉課にお問い合わせください。

※ 請求方法の修正方法はシステムマニュアル等を参照し、各ソフトのメーカーにお問い合わせください（「簡易入力V2」の場合は、電子請求ヘルプデスク）。

2 過誤申立について【通常過誤】

過誤申立(通常過誤)とは

既に支払いが確定した請求に誤りがあった場合は、**請求先の各区役所**ごとに過誤申立（請求取消）の依頼を行い、**過誤の確定後**に国保連へ再請求を行います。

主な流れ

- ① 請求内容に誤りがあった場合は、**誤りが判明した月の末日まで**に「障害者自立支援給付費等過誤申立依頼書」を提出します。
- ② 依頼書の受付をした翌月上旬に、札幌市から国保連へ当該過誤情報を提出します。国保連で審査を行い、エラーがなければ過誤が確定します。
- ③ 過誤の確定後、依頼書提出の翌々月第1週に国保連から**過誤決定通知書**が送付されます。必ず決定通知書を確認の上、国保連へ正しい金額で再請求してください。
※ 過誤が確定していない状態で再請求を行った場合は、重複請求のため返戻となります。

3 通常過誤の具体的な流れ

Y事業所の利用者A～E氏のうち、A氏の12月請求（11月実績等）の誤りが1月に判明した場合の例
⇒ A～E氏の12月請求を50万（1人10万×5）で行ったが、A氏の請求額が正しくは15万円だったことが判明した場合



留意事項

- ◎過誤の確定後は、依頼書提出の翌月に行っている通常の請求分の金額から過誤対象額が相殺されることとなります。
- ◎過誤申立は、サービス種類ごとではなく、請求明細書ごとに行います。このため、同一事業所番号で複数のサービスを提供している場合、誤りが無いサービスも含み過誤処理が行われます。

4 過誤申立について【同月過誤】

過誤申立(同月過誤)とは

既に支払いが確定した請求に誤りがあった場合で、かつ、事業所に対する指導・監査等の結果、大量件数の過誤申立が必要となり、通常過誤では事業所の経営上著しく支障をきたす等の場合は、札幌市障がい福祉課に過誤申立（請求取消）の依頼を行い、過誤処理と国保連への再請求を同月に行います。

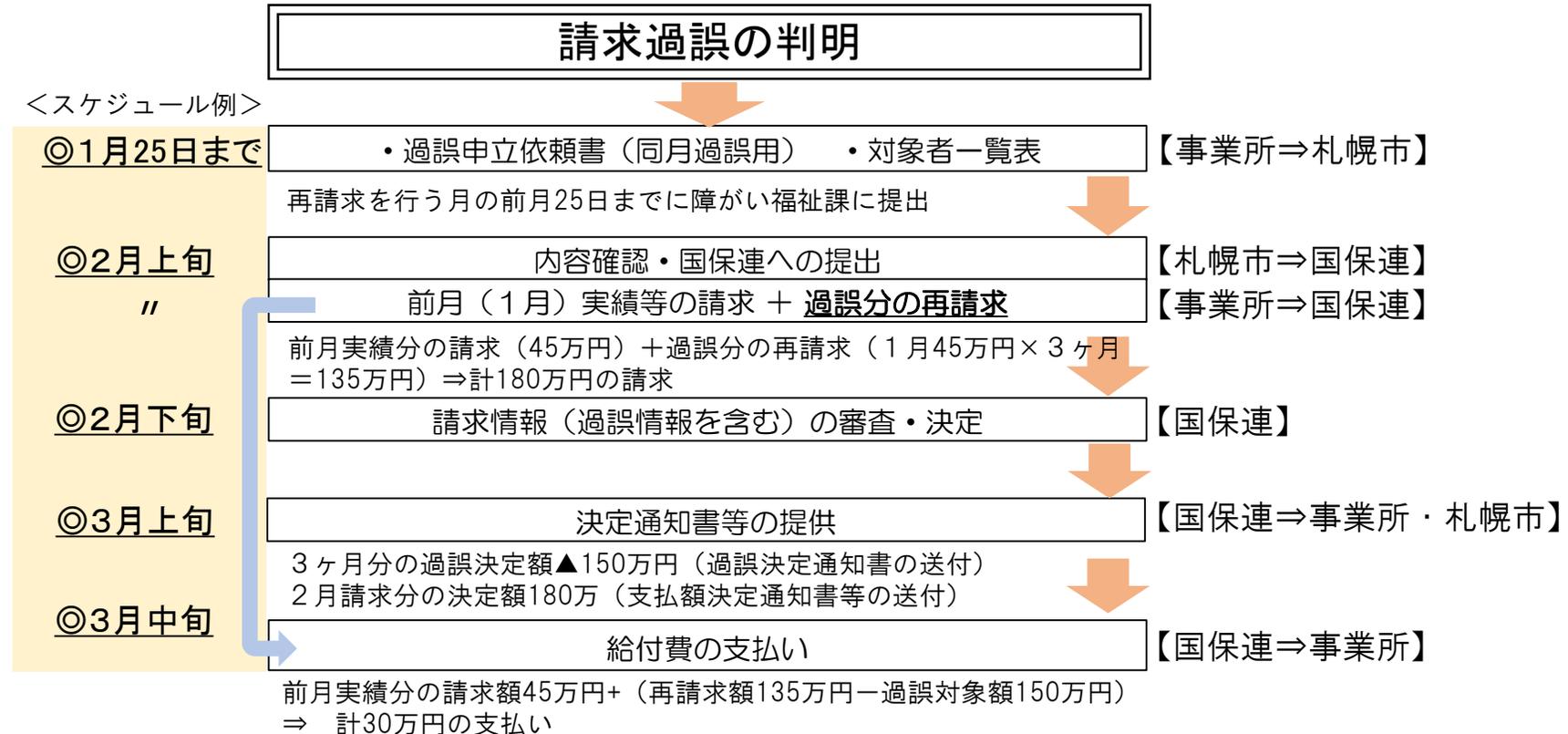
※ 同月過誤は、札幌市障がい福祉課が必要性を個別に判断の上、実施いたします。同月過誤による対応を希望する場合は、障がい福祉課へ事前にご相談ください。

主な流れ

- ① 同月過誤による申立を行う場合は、過誤対象額や再請求額（正しい金額）を事前に把握した上、障がい福祉課にご相談ください。
- ② 再請求を行う月の前月25日までに「障害者自立支援給付費等過誤申立依頼書（同月過誤用）」、「同月過誤対象者一覧表」を提出します。
- ③ 同月過誤の処理を行う同月に必ず過誤対象分の再請求を行うようお願いいたします。
※ 再請求がない場合は、同月過誤の処理を取り下げする場合があります。

5 同月過誤の具体的な流れ

Y事業所の利用者全員（A～E氏）の過去3ヶ月の請求誤りが判明し、2月に同月過誤の処理を実施する場合の例
⇒ 毎月の請求を50万円（1人あたり10万円）で行っていたが、請求額が正しくは45万円（1人あたり9万円）だったことが判明した場合【過誤対象額：150万、再請求額（本来請求すべき額）：135万】



留意事項

- ◎過誤処理と再請求を同月に行うため、再請求が返戻となった場合、過誤申立による減額のみが発生します。再請求時には、エラー等が発生しないよう留意する必要があります。
- ◎過誤処理の結果、過誤対象額が当月請求額を上回り、マイナスになった場合には、当該月の過誤処理を取り下げする場合があります。その際は、別途札幌市障がい福祉課からご連絡します。

6 その他留意事項

上限額管理事務について

上限額管理事務を行う場合は、管理を開始する月の25日までに「[利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書](#)」を各区役所に提出してください。

⇒ 提出が遅れた場合は、自事業所のほか、関係事業所への支払ができなくなることがあります。

<上限額管理事務の概要>

負担上限月額が0円より大きく、以下①又は②に該当し、同一月において複数のサービス事業所（事業所番号が異なるものに限る。月の途中で利用するサービス事業所を変更した場合を含む。）からサービスを利用する者に対して、上限月額を越えないよう調整を行う事務になります。

- ① 複数種類の障害福祉サービスの支給決定を受けている
- ② 複数事業所と利用契約を結んでいる

※ 具体的な上限額管理の方法や事務の流れ等については、札幌市ホームページにある「[介護給付費等に係る請求事務の手引き](#)」をご確認ください。

<札幌ホームページ>

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/zenpan.html>

検索



月途中の転居について

転居先の区が援護を開始するのは、事実発生の翌月1日（事実発生が1日の場合は当月）からとなります。

⇒ 援護区が不明な場合は、各区役所にご確認ください。

7 報酬基準等について

障害福祉サービス等の報酬算定について、国では算定基準として報酬告示や報酬告示に基づく関係告示を定めています。そのほか、報酬告示の詳細を示した留意事項通知やQ & Aが発出されております。報酬算定にあたっては、これらの基準省令等を確認の上、適切な請求事務に努めていただきますようお願いいたします。

1 報酬告示

障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

2 留意事項通知

障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

3 国Q & A

厚生労働省ホームページより報酬算定等に関する過去のQ & Aが確認できます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/qa.html

検索

